

北海道足寄高等学校 生徒指導各種規程等

I 生徒心得

以下の心得は、学校生活を快適に送るためのルールであり、足寄高等学校の生徒としての自覚を持ち、規律正しく生活すること。

(校内生活)

1 礼儀

礼儀作法は、極めて重要なことであり、礼儀正しい生活をする。

2 職員室等への出入り

職員室等に入る場合、コート・帽子・手袋類を身につけない。

3 登下校について

(1) ホームルーム開始5分前に教室に入ること。

(2) 自動車・バイクの通学は、禁止とする。(特別措置は「交通安全および免許取得に関する規定」を参照)

(3) 自転車通学を希望する場合は、自転車通学届を提出し、自転車に登録ステッカーを貼付する。

4 授業

(1) 始業のチャイムがなったら、自分の席に着くこと。

(2) 授業のはじめと終わりに、ホームルーム委員長等の号令により礼をする。

5 学習環境の整備

(1) 教室内外における粗野な言動は絶対に慎み、お互いに明るくのびのびと授業を受けられるように協力しあう。

(2) 清潔な教室で授業を受けられるよう、お互いに気をつけること。

6 欠席・遅刻・早退

(1) 欠席・遅刻・早退をする場合は、保護者から担任に連絡をいれてもらう。

(2) 遅刻した場合は、職員室にある「遅刻届」に必要事項を記入し、担任に提出すること。

(3) 早退した場合は、職員室にある「早退届」に必要事項を記入し、担任に提出すること。

(4) 外出する場合は、必ず担任の許可を得ること。

7 服装・頭髪

(1) 学校指定の制服・上靴を着用すること。

ア 男子

(ア) 学校指定の紺のブレザー、グレーのスラックス、白のワイシャツ・ネクタイとする。

(イ) 夏季略装期間は、ブレザーを着用しなくてもよい。

(ウ) 夏季略装期間は、ネクタイをしなくてもよい(ネクタイをしない場合、ワイシャツのボタンを開けるときは、第1ボタンまでとする)。また、学校指定のポロシャツを着用してもよい。

(エ) 冬期間における登下校時の防寒着については、特に規定はしない。(万全の防寒対策を行うこと)

(オ) セーター・カーディガンの着用は認める。ただし、着用する場合は、ブレザーの中のみとする。色は、黒・紺・茶・灰色・ベージュ・白を基本とし、派手でないものとする。

イ 女子

(ア) 学校指定の紺のブレザー、グレーのスカート又はグレーのスラックス、グレーのベスト、白のブラウス・ネクタイ、紺のハイソックスとする。(スカート丈は膝丈)

(イ) 夏季略装期間は、ブレザーを着用しなくてもよい。学校指定ベストを着用すること。

(ウ) 夏季略装期間は、ネクタイをしなくてもよい(ネクタイをしない場合、ワイシャツのボタンを開けるときは、第1ボタンまでとする)。また、学校指定のポロシャツを着用してもよい。

(エ) 冬期間における登下校時の防寒着については、特に規定はしない。タイツ、ストッキング、スパッツ等を着用し、万全の防寒対策を行うこと。

(オ) セーター・カーディガンの着用は認める。ただし、着用する場合は、学校指定ベストの上からとする。色は、黒・紺・茶・灰色・ベージュ・白を基本とし、派手でないものとする。

(2) 登下校は制服の着用を原則とする。

(3) 夏季略装期間は、6月1日から9月30日とする。

(4) ジャージ登校可能期間は、6月1日から9月30日とする。

(5) 頭髮は高校生らしい清潔なものとする。なお、脱色・染色・人工的なウェーブ（パーマ、ドライヤー、こて）・化粧・ピアス等を禁止する。

8 履物

(1) 履物は、上靴と外靴の区別を厳守する。

(2) 上靴は、本校指定のものとし、必ず記名する。

(3) 外靴は、学生向きのかかとの低いものとする。

(4) ヒール・サンダル等、通学にふさわしくない履物は認めない。

9 スマホ、携帯電話の使用心得

(1) 使用時間は10分休み、昼休み、放課後とする。

(2) 授業中で使用を許可された場合以外は、バッグに入れておく。

(3) 紛失・破損があった場合の一切の責任は、本人が負う。

10 所持品

(1) 身分証明書は常に携帯する。また、身分証明書は提示を求められた場合は見せること。

(2) 学生として不適当な物を持ち歩かないこと。

(3) 所持品を紛失・拾得したときは、ただちに先生に届け出る。

(4) 余分な金銭はできるだけ持って来ないようにする。移動授業等で教室を空けるときは、必ず先生に預けること。

(5) 生徒相互の金銭・物品の貸借は避ける。

(6) 学校内での物品の売買はしないこと。校外においても、必ず保護者の許可を得るものとする。

11 校舎・施設・教材等の使用について

(1) 公共物は大切に扱い、破損・紛失した場合はただちに担任又は顧問等の先生に申し出て、指示を受ける。

(2) 生徒会室、部室等は必要な時以外の出入りを避け、かつ、鍵をかけておくようにする。

(3) 生徒が校内に掲示をしようとするときは、掲示物を提出して指導部長の許可を、また校内放送をするときは、その原稿を提出して担当の先生の許可を受けること。

(4) 休業中、休日の校舎使用は、事前に校長の許可を得なければならない。

(5) 下校時間を越えて校舎施設等を使用する場合は、本校指導者がいる場合に限って午後7時をめぐりに使用できる。午後7時以降学校に居残る場合は許可を得る。

12 諸会合

(1) 学校行事、及び生徒会関係の正式会合以外の集会・会合等は、責任者を定め担任に申し出て許可を得ること。

(2) 経費は、一人1,000円以内を目安とする。

(3) 他校生との交歓、または生徒会間の話し合い等は、学校の許可を得ること。

13 その他

(1) 生徒間その他いかなる場合も暴力を用いてはいけない。

(2) 登校後の電話の呼び出しは、緊急時をのぞいて取り扱わない。

(3) 本校生以外の方を校内に伴ってはいけない。必要な場合は、担任または顧問の先生に申し出て、許可を得ること。

(校外生活)

1 日常生活

(1) 身分証明書を常に携帯すること。

(2) 夜間の外出は遅くとも午後10時までとし、保護者に無断で外泊してはいけない。

- (3) 風俗営業法に指定された店への入場は禁止する。
- (4) カラオケBOXについては、午後7時以降は保護者同伴とする。

2 交友関係

高校生らしい健全な交友関係を保つこと。

3 諸会合・校外行事への参加

- (1) 会合には、本校の先生が1名、または保護者等に必ず参加してもらうこと。
- (2) 酒類を用いる会合には、自分が飲まなくとも参加してはいけない。
- (3) バンドライブ等の校外活動については、所定の用紙により届け出る。
- (4) 部活動以外のスポーツ大会、文化行事への参加は事前に保護者の承認を得て担任に届け出る。
ただし、次のような場合が予想されるときは禁止する。

ア 学業に支障をきたすもの

イ 危険が予想されるもの

ウ 不健全な行事、反社会的なもの

- (5) 社会教育団体に所属するもの、またその団体の行事に参加するものは、予め担任に申し出る。

4 アルバイト（許可制）

アルバイト等は、事前に学校に届け出ること。アルバイトの心得は次のとおりとする。

- (1) 風俗営業や危険な仕事はしないこと。
- (2) 勤務時間は午後9時までとする。
- (3) その他、労働基準法に基づくこと。
- (4) 定期考査の一週間前はしないこと。
- (5) 成績不振および欠時数が2割を超えている者のアルバイトは認めない。(欠点保有者は別途相談)
- (6) 学習や部活動など高校生としての本分である活動に専念させるため、1学年の前期(9月)までは認めない。

5 自動車（バイク）運転免許の取得とバイク通学

自動車（バイク）運転免許の取得とバイク通学については人命保護の趣旨から禁止する。

(特別措置は「交通安全および免許取得に関する規定」を参照)

6 旅行・キャンプ

登山・スキー・サイクリング・キャンプ等で宿泊をとまなう旅行は、保護者またはそれに代わる引率者を必要とする。

(附則)

この規程は、平成20年	4月	1日	改定施行
平成21年	4月	1日	一部改定
平成22年	4月	1日	一部改定
平成23年	4月	1日	一部改定
平成26年	5月	30日	一部改定
平成28年	4月	1日	一部改定
平成30年	4月	1日	一部改定
令和3年	4月	1日	一部改定
令和6年	4月	1日	一部改定

Ⅱ 下宿生心得

下宿生活は、親元から離れて自律的な生活を体験する機会でもあり、以下の心得を守り、明るく健康的で有意義な生活を送るように努めること。

- 1 下宿する者は、所定の用紙により校長に届け出ること。
- 2 共同利用の設備は大切に使用する。
- 3 暖房器具、電気器具、ガス器具等の使用については、十分注意する。
- 4 楽器の演奏、音楽鑑賞その他喧噪になりやすいものは、他人の迷惑にならぬよう音量に十分注意する。
- 5 室内の清掃、換気は適切に行う。
- 6 学習時間など日常の生活を自主的に立案し、規則的で健全な生活を送るよう常に配慮する。
- 7 欠席・遅刻・早退する場合は、学校への届出とともに必ず管理人に連絡する。
- 8 門限は午後 9 時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、事前に管理人に連絡し、帰宅時間、外出先をはっきり告げる。
- 9 友人の下宿訪問は遅くとも午後 8 時までとし、溜まり場とならない。
- 10 飲酒・喫煙はもちろん、マージャンなど高校生として好ましくない遊びはしない。
- 11 普段は家庭との連絡を密にするようにし、休業期間中は親元に戻るようにする。
- 12 下宿を変更する場合、1 ヶ月前に管理人に連絡し、また同時に学校に届け出る。
- 13 その他の心得については、それぞれの下宿で決められている注意事項や、本校生徒心得に基づき、適切な判断のもとに健全な生活を行うこと。

(附則)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

Ⅲ バス利用心得

- 1 バス通学生は交通安全に心がけるとともに、他人の迷惑にならないようにする。
- 2 車内で大声を出すなど、他の乗客の迷惑になることをしない。
- 3 座席を確保するために空いている座席の上にかばんを置いたり、ひとりでいくつもの座席を占領したりして、他の乗客が座れないような行為をしない。
- 4 お年寄りや体の不自由な人がいたら、席をゆずる。
- 5 定期券・乗車券は正しく使い、不正行為等をしない。
- 6 バス等の設備には、絶対にいたづらをしない。
- 7 バス運転手等の指示には素直に従う。

(附則)

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日 改定施行
令和 4 年 4 月 1 日 改定施行

IV 賞罰規程

(総則)

第1条 生徒の健全な育成を期し、明朗な秩序ある学校生活を樹立するために、問題行動のあった生徒に対しては個々に応じた特別指導を行う。

第2条 この規程は、本校に在籍する生徒に適用する。

(特別指導)

第3条 次の行為をした生徒は特別指導を行う。

- 1 高校生として好ましくない場所に出入りしたり、好ましくない遊びをした者。
- 2 交通法規に違反した者、及び交通事故（加害）を起こした者。
- 3 不正行為をした者。
- 4 飲酒、喫煙をした者。
- 5 暴行・傷害行為をした者。
- 6 万引き・窃盗・強盗等をした者。
- 7 その他無許可アルバイトなど学校の風紀、秩序を乱す等、生徒の本分にもとる行為をした者。

第4条 特別指導の種類

- 1 学年指導
- 2 指導部長注意
- 3 校長訓戒 (保護者召喚)
- 4 停学 (保護者召喚)
- 5 退学 (保護者召喚)

第5条 問題行動の内容により、必要に応じて弁償、反省日誌等の提出、家庭謹慎及び登校謹慎を行わせる。

(手続き)

第6条 表彰・特別指導は生徒指導部会の提案に基づき、職員会議の審議を経て校長が行う。

(附則)

この規程は、昭和51年4月1日 改定実施
平成6年4月1日 一部改定
平成20年4月1日 一部改定
平成23年4月1日 一部改定
平成30年4月1日 一部改定

V 交通安全および免許取得に関する規程

(基本的態度)

第1条 本校生徒は、道路交通法および本規程を厳守するとともに、積極的に交通安全運動に協力すること。

(歩行者)

第2条 歩行者は、次の事項を守ること。

- 1 道路の横断は信号に従い、横断歩道を通ること。
- 2 歩道を歩くこと。歩道のない道路では右側を歩くこと。
- 3 横に拡がって歩いたり、道路の中央を歩いたりしないこと。
- 4 その他道路への飛び出し等で、交通事故に巻き込まれることのないよう注意すること。

(自転車利用者)

第3条 自転車利用者は、次の事項を守ること。

- 1 二人乗りは絶対にしないこと。
- 2 無灯火運転は絶対にしないこと。
- 3 整備不良車には乗らないこと。
- 4 その他の各法規を守ること。

第4条 自転車通学者は、次の事項を守ること。

- 1 自転車通学をする者は、通学届けを提出すること。また、自転車は学校の自転車置場に鍵をかけ、きちんと整列して置くこと。
- 2 学校名の記入されたステッカーを所定の箇所に貼付すること。
- 3 冬期間は危険であるので、自転車通学は認めない。
- 4 ヘルメットの着用については奨励する。ただし、法令等を遵守すること。

(自動車運転免許の取得)

第5条 自動車運転免許を希望する者は、次の事項を守ること。

- 1 進路が決定していること。ただし、就職未定者については、卒業後の活動に備え、家庭学習期間から通学を認める場合がある。
- 2 3学年の生徒で自動車学校に入校を希望する者は、所定の用紙により校長に願い出、許可を得ること。
- 3 自動車学校への通学期間を守ること。
通学期間は、後期中間考査後の土日祝及び冬季休業、家庭学習期間または、本校卒業後とする。卒業前には原則として免許は取得できない。ただし、就職決定者で通学期間等の時期変更が必要な場合、別途審議し校長が決定する。
- 4 以下の者は、通学を認めない。
 - (1) 特別指導期間中
 - (2) 成績不振（仮評定1を有する者）および欠時数が2割を超えている者。
 - (3) 学校への諸納金が完納していない者。
- 5 通学にあたっては本校規定を遵守し、学業に支障のないようにすること。

(バイク免許取得とバイク通学)

第6条 バイクの免許取得およびバイク通学を希望する生徒は、所定の用紙により校長に願い出ること。その際、必ず保護者から学校に事情の説明があること。免許取得後は、取得届を提出すること。

第7条 バイク免許取得およびバイク通学を認められる生徒は、以下の者とする。ただし、バイクは原動機付き自転車に限る。また、バイク通学の区間は家から最寄りの駅・バス停までとする。

- 1 生徒の家より最寄りの駅、バス停までの最短距離が4 Km以上の者で、バイク免許が必要と思われる者。（距離の確認は、ホームルーム担任と生徒指導部教員が行うものとする）
- 2 前号1の条件以外の者で、必要と認められる者。

第8条 バイク免許所持生徒は、次の事項を守ること。

- 1 取得届出証を常に携行すること。
- 2 バイクの貸し借りはしないこと。
- 3 整備不良車には乗らないこと。
- 4 一家に2台以上のバイクがある場合は、その各々を登録すること。
- 5 必要時以外にバイクを運転するのは避けること。
- 6 冬期間はバイクの運転はしないこと。
- 7 バイクの置き場所を確保し、学校に報告すること。
- 8 道路交通法を守ること。

(自動車・バイクの同乗)

第9条 家人または信頼できる知人以外の車両には同乗しないこと。

(違反生徒への特別指導)

第10条 以上の各条項に違反した者は、その程度や内容に応じて特別な指導を行う。

(附則)

この規程は、平成 6年	4年	1日	改定施行
平成 20年	4月	1日	一部改定
平成 21年	4月	1日	一部改定
平成 23年	4月	1日	一部改定
平成 30年	4月	1日	一部改定
令和 5年	4月	1日	一部改定
令和 6年	4月	1日	一部改定

VI 北海道足寄高等学校生徒会

会 則

第1章 総 則

(名称及び会期)

第1条 本会は北海道足寄高等学校生徒会と称し、本校に在籍する生徒全員をもって構成し、常に学校の助言と指導と協力のもとに、全会員の自主的精神に基づいて、自治活動を促進し明るい学校を創造することを目的とする。

(会期)

第2条 本会の会期は、毎年前期は4月1日より9月30日とし、後期は10月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 役 員

(役員と定数)

第3条 本会に次の役員をおき、学校長に認証される。

会 長	1名		
副 会 長	2名		
書記局長	1名	書記局次長・書記局員	若干名
会計局長	1名	会計局次長・会計局員	若干名
広報局長	1名	広報局次長・広報局員	若干名

(以上を生徒会執行部とする)

会計監査委員 2名

ホームルーム役員はホームルーム委員長・ホームルーム副委員長(評議員)、各種委員、選挙管理委員とする。

(職務と選出)

第4条 会長は、会員の中から選出し、本会を代表するとともに会務を統轄する。

第5条 会長は、副会長、書記局長、会計局長、広報局長、会計監査委員を指名し、任命する。

第6条 副会長は、会長に事故がある時は任務を代行する。

第7条 書記局長は、生徒会業務を執行、処理するとともに、会長の承認を経て書記次長、書記局員を若干名委嘱する。

第8条 会計局長は、会計全般の事務にあたりとともに、会長の承認を経て会計局次長、会計局員を若干名委嘱する。

第9条 広報局長は、生徒会の広報に係わる業務を行うとともに、会長の承認を経て広報局次長、広報局員を若干名委嘱する。

第10条 会計監査委員は、生徒会会計の監査を行い、その会計の出納及び用途に不正のないように助言し、承認する。

第11条 評議員は各クラスのホームルーム委員長・ホームルーム副委員長とし、その中から議長1名、副議長若干名を選出する。評議員は評議員会に出席し、全会員の総意を反映するよう努める。

第12条 各種委員は各委員会に定数を各クラスで選出し、その中から各常任委員長1名と副委員長若干名を選出する。

第13条 選挙管理委員は各クラスより1名選出し、その中から選挙管理委員長1名、副委員長若干名を選出する。

第14条 生徒会執行部員の解任は、会員の5分の1以上の連署により、要求があったとき選挙管理委員会は全会員にはかり、過半数の賛成を得て成立する。

第15条 本会則第3条に定める役員は兼任できない。

(任期)

第 16 条 生徒会執行部員の任期を、10 月 1 日より翌年 9 月 30 日までの通年制とする

第 3 章 組 織

(評議員会)

第 17 条 評議員会は、評議員及び生徒会執行部員により構成し、必要により各部部長を招集することができる。但し、各部部長、生徒会執行部員は議決権を持たない。

第 18 条 議長、副議長は、評議員の互選とし、毎回期第 1 回の評議員会において選出する。

第 19 条 評議員会は、総会に代わる本会運営の議決機関であり、予算ならびに常任委員により提出された事項、その他生徒会活動全般について審議し、その決定事項を生徒会執行部、常任委員会に提出する。

第 20 条 評議員会は、毎月 1 回定例会を開くことを原則とし、議長が招集する。但し、第 1 回の評議員会は前議長が代行招集する。また、次の場合臨時に招集する。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 全会員の 3 分の 1 以上の連署による要請があったとき

第 21 条 会長は評議員会決定を拒否し、再審議を要求できる。再審議を要求された議決は、出席評議員の 3 分の 2 以上の賛成で再び支持されたとき成立する。

(各種委員会)

第 22 条 常任委員会は、活動目標、活動内容を評議員会に提出する。さらに、常任委員会は、評議員会の決定事項を全会員に周知、徹底させる。

第 23 条 本会には、次の常任委員会を設置する。

- 1 文化委員会
本会活動の文化面に関するあらゆる企画を行う。
- 2 体育委員会
本会活動の体育に関する企画を行う。体育祭の企画、運営をする。
- 3 生活委員会
通学時の交通安全運動や観岳祭の準備期間の点検活動を行う。
- 4 保健委員会
会員の学校内における保健衛生、清掃美化に関する企画、運営をする。
- 5 図書委員会
図書館活動を行い、その業務は図書委員会規則による。

第 24 条 委員の任期は原則として、半期とする。

第 25 条 委員会に必要な都度、委員長が招集する。

(特別委員会)

第 26 条 特別委員会は、生徒会活動や行事の企画運営において必要なとき設置する。

第 27 条 特別委員会の設置は次の場合発議することができる。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 全会員の 5 分の 1 以上の連署による要請があったとき

第 28 条 特別委員会は第 27 条により発議され、評議員会の過半数の賛成により設置される。

第 29 条 特別委員会の構成は、評議員会によって決定される。

第 30 条 特別委員会は、委員の互選によって委員長、及び副委員長を選出し、生徒会事業の運営を促進するために企画、研究し、これを評議員会に提出する。また、評議員会の決定事項は全会員に徹底、施行される。

第 31 条 特別委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

第 32 条 特別委員会は、責務が終了次第、評議員会の決定において解散する。

(選挙管理委員会)

第 33 条 選挙管理委員会は、本会の各種選挙に関する一切の業務を行う。

第 34 条 選挙管理委員は、各選挙の 2 週間前までに各クラス 1 名選出する。

(生徒総会)

第 35 条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。

第 36 条 生徒総会は、前期後期各 1 回を原則とし、会長が招集できる。但し、次の場合、臨時に開会することができる。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 評議員会が必要と認めたとき
- 3 全会員の 5 分の 1 以上の連署による要請があったとき

第 37 条 生徒総会は次の事項を行う。

- 1 予算及び決算の報告と承認
- 2 生徒会年度計画と、その中間報告
- 3 会則の制定と改廃についての審議と承認
- 4 その他必要事項の報告及び承認

第 38 条 議長は、評議員会議長がこれにあたる。

(応援活動)

第 39 条 各種大会等で応援が必要な場合、生徒会執行部が中心になり、応援活動を行う。

(部)

第 40 条 本会員は、原則として、1 つの部に属することができる。「部規則」は別に定める。

(生徒会執行部)

第 41 条 生徒会執行部は、本会の執行及び活動機関であり、生徒会長 1 名、副会長 2 名、書記局長 1 名、会計局長 1 名、広報局長 1 名、書記局次長・書記局員・会計局次長・会計局員・広報局次長・広報局員若干名をもって構成する。その事項は次のとおりである。

- 1 生徒会執行部会、評議員会、各種委員会、生徒総会において決定した事項の執行
- 2 執行上必要な具体案の作成
- 3 予算案及び決算報告書の作成
- 4 生徒会執行部員と会員及び教員の連携をとるための広報活動

第 4 章 会 計

第 42 条 本会員は、総会で決定した会費を納入する義務がある。本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 43 条 本会の収入は次のものである。

- 1 生徒会費
- 2 入会費
- 3 雑収入

第 44 条 本会の支出は原則として評議員会の承認を必要とする。但し、次の事項は生徒会執行部がその責任において決定し、評議員会に報告する。

- 1 予算として、評議員会、総会で認められた事項の支出
- 2 対外活動参加費支出規則内における旅費
- 3 総務関係費

第 5 章 補 足

第 45 条 本会のあらゆる会議の定足数は、全会員の 3 分の 2 以上とし、議決は、特に定めるもののほかは出席者の過半数とする。

第 46 条 本会の運営に必要な細則として次のものを定める。

- 1 議事運営規則
- 2 会計規則
- 3 対外活動参加支出規程
- 4 部規則
- 5 選挙法
- 6 図書委員会規則

第 47 条 本会会則・細則の改正は、会長並びに生徒会執行部員、または評議員の 10 名以上の連署のいずれかにより提議し、総会において 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。但し総会が持てない場合は評議員会の議決による。

議事運営規則（評議員会及び総会）

（開会）

第1条 議長は、会議の秩序を保持し、議事をつかさどり、会議の運営にあたる。

第2条 議案は、あらかじめ文書によって議長に提出する。

第3条 議長は、開会に際し、出席議員数を報告する。定刻 20 分を経過しても定数に達しないとき、議長は流会を宣言できる。

第4条 議長は、進行中においても定足数に欠けたときは、ただちに閉会しなければならない。

（討議）

第5条 発言は一切、議長の許可を必要とする。但し、緊急動議は別とする。緊急動議とは、議事中止、討議打ち切り、休憩、閉会の動議を指し、議長は職権で処理する。

第6条 議長は、議事進行の妨げになる者に注意を与え、さらに、退席を命ずることができる。

第7条 議長は、議事の都合により発言を停止させ、一時、議事を中止することができる。

第8条 議事進行中、動議が提出され、出席議員の4分の1以上の支持があるとき議長はこれを議題としなければならない。

第9条 否決された議案は、会議中再び議題とすることはできない。

第10条 議長は公正な立場を保ち、議題に関する自己の意見を述べることはできないが、出席議員多数の支持があるときは発言できる。

（採決）

第11条 議長は、意見が出尽くしたと認めたときは、討議の終結の宣言をし、採決に入る。採決は会則第45条による。但し、評議員会における会長の再審請求と総会における生徒会会則の改正に関しては、会則第21条及び第47条による。

第12条 採決方法は、その時に応じて議長の裁定による。

第13条 議長は、議題に対し異論を唱えるものがない時は、採決を行わず議決とみなす。

第14条 賛否同数の場合は議長が決定する。

第15条 採決の結果は、議長が宣言する。

第16条 議長不信任案が提出された時は、副議長がその案に関しての議事を進める。

第17条 議長不信任案が可決された時は、副議長も辞任する。

第18条 議長不信任案が可決された時は、直ちに議長を互選する。

（傍聴）

第19条 評議員会において議長の許可がある時、傍聴が認められるが、発言権はない。

（補足） この規則に定められていない事項は、議長判断により処理する。

会 計 規 則

(総則)

第1条 本会の会計に関する事務全般は、生徒会会計がこれにあたる。

(予算)

第2条 会費を含む一切の収入を歳入とし、各機関において必要とする経費を歳出とする。

第3条 予算案は、総務委員会が原案を作成し、評議員会に提出する。評議員会はその予算案を審議決定し、総会の承認を受けて最終決定する。

第4条 予算とは、部、外局、委員会、総務関係費等の予算のことである。また、予備費も設けなければならない。

第5条 予算成立後設置された部の経費については、予備費より支出し、予算成立後廃止、活動停止になった部の予算は予備費へ繰り入れる。

(収入)

第6条 本会の会費は、評議員会の審議を経過した後、総会に於いて最終的に決定する。

第7条 会費全般については、特別に、学校事務職員に委嘱する。

第8条 会費、その他一切の収入は、校長の名義で銀行に普通預金する。但し、預金の利息は、雑収入に繰り入れる。

第9条 本会に寄贈された金品は、評議員会の決定に基づいて処理する。

(支出)

第10条 各機関の会計責任者は、物品購入、または経費支出にあたっては、生徒会会計に所定の用紙で伺いを立てなければならない。

第11条 生徒会会計は、提出された伺い書の各項目について査定し、正当と認められた場合は、会長及び会計顧問の承認、校長の承認をうけて支払うものとする。

第12条 慶弔に関する出費は、次のとおりとする。

1 会員に対しては、次のとおりとする

ア 死亡 会員 3,000 円 イ 家族（1親等） 3,000 円

2 教職員に対しては、次のとおりとする

ア 死亡 教職員 3,000 円 イ 家族（1親等） 3,000 円

(帳簿)

第13条 生徒会会計は、会計帳簿を備え、収支を明瞭にし、これに関する書類を保管しなければならない。

第14条 各機関の会計責任者は、各機関の収支と備品を明記し、会計の請求あるときはこれを提出しなければならない。

(決算報告)

第15条 生徒会会計の帳簿は、会計監査の要求があった時は提出しなければならない。

第16条 会計は評議員会の要求に基づいて、その時までの経理状況を報告しなければならない。

第17条 会計は年度内に決算を行い、評議員会及び総会の承認を得なければならない。

(引継)

第18条 役員交代の際は、明瞭な引き継ぎを行わなければならない。

部規則（含対外活動参加規程）

（部の成立と活動）

第1条 部は次の原則を満たすものとし、評議員会及び職員会議の承認を経て活動できる。

- 1 他の部活動にはない独自性を持ち、有意義な活動として評価されること
- 2 活動可能な施設、空間が存在し、顧問配置が可能であること
- 3 活動上必要な人員を確保すること
- 4 定期的に活動し、活動の成果を修めること

第2条 各部は、年度当初に年間活動計画書を提出し、年度末には、活動報告書を生徒会執行部に提出する。

第3条 部の責任者は、毎年度始めに生徒会執行部の定められた日時までに部員名簿を生徒会執行部に提出する。

第4条 部の備品は部で責任をもって管理する。

（入・退部）

第5条 本会員の部への入部は、本会則第40条に準ずるが、例外として文化系と体育系の部、文化系と文化系の部同士については兼属を認める。ただし、事前に当該顧問の承諾を得ることとする。

また、体育系部活動が部員不足のため大会に出場できない場合は、一時的に他の部員を入部させて（助っ人）高体連集約大会以外の大会に出場することができる。野球部員は高体連集約大会に出場することができる。その場合、部員は事前に当該顧問の承諾を得ること。当該大会終了後は退部とする。

また、保険に加入すること。助っ人の数は「7 対外活動参加規定 第7条」に準じる。入部している間は他の部員と同様に扱うものとする。

第6条 入部・退部を希望する者は、顧問に申し出、顧問は部の責任者に伝える。

（同好会降格）

第7条 以下の場合、職員会議及び評議員会の承認を経て休部または同好会降格とする。

- 1 年度中に部員が0になり、次年度の4月中に部員が入らなければ同好会降格とする。
- 2 1年間、定期的な活動が見られない場合は同好会降格とする。
- 3 体育系の部活においては3年間、高体連または高野連主催・共催の大会に出場しなかった場合は同好会降格とする。

（外局）

第8条 新聞、放送、吹奏楽、ボランティアは生徒会外局と称し、その業務を行う。その規程は部に準ずるが、その活動が低調という理由で廃止されることはない。

（部の創設）

第9条 部への昇格は、同好会として1年以上の定期的な活動を経た後、顧問が生徒指導部に申請し、生徒指導部での審議後、職員会議及び評議員会の承認を得る。

第10条 同好会の創設は、活動可能な施設・場所があり、顧問配置が可能であることを原則に、生徒及び教員の要望により、顧問（予定者）が生徒指導部に申請し、生徒指導部での審議後、職員会議及び評議員会の承認を得る。

第11条 同好会の対外活動は、部活動に準じこれに関わる経費は一切補助しない。

第12条 年度中に会員が0になり、次年度の4月中に会員が入らない場合及び1年間定期的な活動がない場合は同好会を廃止とする。

選挙法

第1条 本会会員は、全て選挙権、被選挙権を有する。

第2条 選挙管理委員会は、投票日の2週間前に会長が招集する。

第3条 選挙告示は、投票日の10日前とし、立候補締切は3日前とする。告示は選挙管理委員長の名において、次の事項を明示する。

- 1 選出すべき役員とその定数
- 2 立候補届け出先
- 3 立候補届け出締切日時
- 4 立会演説会の日時
- 5 投票の日時
- 6 その他必要事項

第4条 立候補には、本会員5名の推薦を要する。

第5条 選挙運動の期間は、告示日より立会演説会終了までとする。

第6条 ポスターの用紙、枚数等は選挙管理委員会の指示に従い、委員長の印をもらってから掲示する。

第7条 選挙管理委員会は、立会演説会・投票の会場、時間、順序を決定し、立候補届け出最終日に公示する。

第8条 投票の方法は、選挙管理委員会が決定する。

第9条 投票用紙の記入法は、その都度明示する。

第10条 開票の結果次のものを当選とする。

- 1 有効投票総数の過半数を得た者
- 2 該当者のない場合、上位2名による決選投票を行い、得票数の多い者

第11条 立候補の数が選出すべき数と等しい時、信任投票を行う。

第12条 選挙結果は、選挙管理委員長の名において公示する。

図書委員会規則

(名称)

第1条 この委員会の名称は、図書委員会とする。

(目的)

第2条 この委員会は、本校図書館の発展と、読書活動の振興に尽くす。

(仕事)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するために次の様な仕事を行う。

- 1 貸出しと返却
 - (1) 図書館の図書の貸出しと返却
 - (2) 延滞図書の催促
- 2 図書配架、書架の整理
- 3 図書の整理
 - (1) 新着図書の整理
 - (2) 図書の補強と簡単な修理
- 4 図書館利用統計
- 5 広報活動
 - (1) 図書館報の発行
 - (2) 展示の実施
- 6 読書に関する相談をうける
- 7 館内の美化
- 8 蔵書の点検
- 9 その他読書活動振興の助けとなる活動

(会計)

第4条 この委員会の経費は、活動上必要な経費のみ生徒会より支出される。

(委員)

第5条 委員は各ホームルームより2名選出され、任期は半年とする。

(役員)

第6条 委員の互選により委員長1名、副委員長2名を置き、任期は1年とする。

第7条 定例委員会は、原則として毎月1回行う。臨時委員会は、担当教員の承認により開かれる。
委員会の議決は、出席者の過半数以上の賛成を要する。

(細則)

第8条 図書委員の仕事、閲覧上の規則、その他図書館運営上の細則は、評議員会の承認を得た上で、職員会議における承認により決定する。

(附則)

この規定は、平成20年 4月 1日 一部改正
平成21年 4月 1日 一部改正
平成22年 4月 1日 一部改正
平成23年 4月 1日 一部改正
平成26年10月15日 一部改正
平成27年 4月23日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正

対外活動参加規程

(目的)

第1条 この規程は本校における部活動、生徒会部局等の対外活動参加の基準、及び手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対外活動参加の基本方針)

第2条 対外活動の参加にあたっては、生徒の社会性の育成、及び個性の伸長を図ることを基本とし、安全の徹底、経費の節約等に十分配慮するものとする。

(対外活動の定義)

第3条 この規程における対外活動とは、次の各号に参加することをいう。

1 体育系活動

- (1) 高体連・高野連主催（共催）の行事及び国民体育大会
- (2) 前号（1）以外の行事、練習試合、及び合宿

2 文化・生産系活動

- (1) 高文連主催の行事
- (2) 前号（1）以外の行事、実験実習・講習等、及び合宿

3 生徒会部局の活動

他校訪問等の研修活動・取材、及び応援の活動

4 その他

教育関係機関、団体等の主催する行事で、参加に教育的意義があると認められるもの。

(参加回数)

第4条 対外活動への参加の回数は、次の各号による。

- 1 高体連・高文連・高野連主催（共催）の行事及び国民体育大会は、出場制限はしない。
- 2 上記以外の主催（共催）行事の参加は、第2条の趣旨を逸脱しない適当な回数とする。

(参加の資格)

第5条 支部（十勝管内）の行事には、部活動、生徒会部局等で日常的に活動をおこなっている場合は参加することができる。それ以外の行事についての参加資格は以下の各号による。

- 1 全道、全国規模の行事への参加は、それぞれの予選により出場権を得た場合とする。但し、全国規模の行事への参加は、全道予選で団体3位、個人は6位以内を原則とする。
- 2 支部予選がなく全道規模の行事に参加する場合、または、前項順位以外や全道の予選がなく全国規模の行事に参加する場合は、その水準を考慮し、特別審議会で審議し決定する。
- 3 対外活動（合宿を除く）に参加する生徒は、次の各号を満たしたものとする。
 - (1) 成績良好で単位認定もしくは進級、卒業に支障がない者。
 - (2) 保護者の承諾があった者。
 - (3) 連盟規約等に定められた資格を有する者。
 - (4) 参加行事が特別指導期間でない者。
 - (5) 顧問、担任が参加することが適当であると認めた者。

(参加の日程)

第6条 対外活動に参加する場合の日程は次の各号による。

- 1 支部の行事にあつては原則として日帰りとする。
- 2 行事等に参加する場合で、かつ、前日から宿泊する必要がある場合は特別審議会で審議し決定する。
- 3 公式練習等への参加については、行事の参加として扱う。
- 4 大会等に参加し敗退または発表等終了した場合は原則として直ちに帰途につく。

(参加の人数)

第7条 行事等に参加する人数は、開催要項等に登録人数の記載がある場合は、その人数以内とする。但し、顧問が認めた場合は、特別審議会で審議し決定する。

また、要項に人数の記載のない場合は参加に支障のない最小限度の人数とする。

(練習試合)

第8条 練習試合を行う場合は、授業に支障ない範囲内で行うものとし、かつ、原則として日帰り日程とする。宿泊等の必要がある場合は、特別審議会で審議し決定する。

(合 宿)

第9条 合宿は以下の各号により実施することができる。

- 1 合宿を行う場合は、休業中を原則とするが、授業に支障のない範囲であれば平日に審議の上実施することができる。
- 2 合宿の日数は年間、通算15日（1回 5泊6日以内）以内で実施することを原則とする。
- 3 参加する生徒は、健康・学業・素行等を考慮し、保護者、担任、顧問の認めた者に限る。
- 4 合宿中、参加生徒に不真面目な態度が見られた場合、または非行が認められた場合は、合宿を中止させることがある。
- 5 合宿において、本校職員以外の者を指導者として依頼する場合は校長の許可を得る。

(参加の手続き)

第10条 対外活動に参加する場合の手続きは、次の各号によることとし、原則として参加1週間前までに生徒指導部を経由して校長に提出する。

- 1 行事等に参加する場合は、行事等の要項とともに、対外活動届を提出する。このとき、対外活動・合宿参加保護者承諾書を添付する。
- 2 練習試合等、他校を訪問する場合は対外活動参加届を提出する際に相手校長あてに依頼文書を送付する。
- 3 合宿を行う場合は、保護者の参加承諾書を添えて対外活動届を提出する。
- 4 対外活動の参加を認められた生徒は「公欠」扱いとする。

(特別な場合の参加承認)

第11条 近隣の学校及び高体連・高文連・高野連の各支部並びに道内及び国内において選抜チームを編成して行事等に参加する場合は、正規の機関の要請があった場合に限り特別審議会で審議し決定し、以下の各号により参加することができる。

- 1 参加の日程は、第6条を準用するが、選抜チームの日程によることもできる。
- 2 参加の手続きは、第10条を準用する。

(参加料・旅費)

第12条 行事等への参加料及び旅費の支給は、生徒会による規定または体育文化教育振興後援会費支出細則による。

(特別審議会)

第13条 この規程によりがたい場合は別に審議する。審議会の構成は、教頭・事務長・生徒指導部長で構成する。また、審議会の招集並びに議長は生徒指導部長とする。

(附則)

この規定は、平成20年4月1日 一部改正

生徒会対外活動参加費支出内規

(目 的)

第1条 対外活動等の参加に要する生徒の費用の支出に関し、必要な事項を定める。

(交通費・宿泊費・参加料等支出対象)

第2条 対外活動等の参加に要する生徒の費用は、支部大会（管内）の行事に限り、生徒会からは年3大会分を支給するものとする。なお、1大会とは、当該大会に係る監督・主将会議及び生徒の出場する試合全てとする。それ以外の活動については特別審議委員会で審議する。また、全道・全国規模の行事への参加に要する費用は、体育文化教育振興後援会費による。支出対象は以下の各号による。

- 1 高体連・高文連・高野連の主催（共催）の行事。
- 2 生徒会・外局の他校訪問等の研修活動。

第3条 前条の対外活動参加者には、交通費を支給するが宿泊は原則として認めない。但し事情により宿泊を伴う場合は、特別に審議し決定する。

- 1 高体連・高文連・高野連の行事で大会規定等で示す（マネージャー1名分を含む）人数分の交通費と宿泊費。
- 2 生徒会部局の他校訪問等の研修活動費。
- 3 宿泊が認められた場合は、実費を支給する。（1人1泊6,000円を限度とする。）

(行事参加料・負担金)

第4条 行事の参加料は年2回支給し、負担金については年1回支給する。但し、高体連・高文連主催以外の個人戦の参加料は支給しない。

(連盟・協会登録料)

第5条 各競技団体・文化団体等への登録料を支給する。また、年度途中の追加登録については、年度1回以内の範囲に含める。

(送料・運搬料)

第6条 行事参加の手続き及び作品出品等に伴う送料は、参加のために器具等の運搬が必要な時は運搬料の実費を支給するが、可能な限り節減する。

(費用の請求と精算)

第7条 対外活動参加費の請求と精算は以下の各号による。

- 1 対外活動参加費の請求は対外活動参加規定第10号の手続きと同時に生徒会対外活動参加費支出伺をもって行う。
- 2 交通費・宿泊費は、原則として出発前に支給するが、日程等が変更になった場合はすみやかに精算するものとする。
- 3 行事等が継続して行われる場合は、交通費・宿泊費をそれぞれ請求するものとする。

(特別審議)

第8条 この規程によりがたい場合は別に特別審議会で審議する。

注)「高体連主催の行事」とは、全国高等学校総合体育大会、及びその道・支部大会をいう。但し、高校総体に含まれない競技種目については、高校総体に代わる大会（年1回に限る）とする。「高野連主催の行事」とは、全国高等学校野球選手権大会、及びその道・支部大会をいう。

(附則)

この規定は、平成20年4月1日 一部改正
令和6年9月2日 一部改正